

答 申 第 31 号

平成 20 年 7 月 17 日

仙台市教育委員会 様

仙台市情報公開審査会

会 長 佐藤 宏

仙台市情報公開条例第 18 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 20 年 2 月 7 日付け H19 教総総第 1561 号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 45 号 「今回の「公務員倫理・サービスチェックシート（学校用）」には 9 か所の訂正や変更があったが、訂正や変更することになった理由が分かる文書及び訂正や変更するための根拠にした文書。」及び「荒井 崇教育長あての意見書では、「公務員倫理・サービス規律の確保に係る取組みについて（依頼）」で使用している「取組み」及び「或いは」は、公用文としては「取組」及び「あるいは」が正しいのではないかと指摘したが、今回もそのまま使用していた。「取組み」及び「或いは」を訂正する必要がないと判断した根拠となる文書。」の公文書開示決定処分に対する異議申立て

答 申
(諮問第 4 5 号)

1 審査会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）の行った開示決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、申立人が仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、別記 1 ～ に係る文書の開示を請求したのに対し、実施機関が平成 20 年 1 月 8 日付けで開示決定したことについて、「表記の統一」と題する公文書の開示を決定した部分を取り消し、別記 1 及び に該当する文書の再度の開示及び説明を求めたものである。

3 申立人の主張要旨

申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての主な理由は、次のとおりである。

(1) 別記 1 に係る開示請求について

実施機関が開示した平成 19 年 12 月 7 日付け起案文書「年末年始における綱紀肅正に係る通達等について」（以下「本件起案文書」という。）は、「公務員倫理・サービスチェックシート（学校用）」（以下「チェックシート」という。）の訂正や変更することになった理由が分かる文書でも、訂正や変更するための根拠にした文書でもない。本件起案文書は、別記 1 に係る開示文書である。

実施機関が開示した平成 12 年 12 月 7 日付け作成の「表記の統一」は、仙台市立学校の教員が通信票等を作成する際の根拠とすべき文書であり、教育局の職員を含め、仙台市の職員が公用文を作成する際の根拠ではない。教育局の職員が公用文を作成する際の根拠は、公用文に関する規程（昭和 41 年仙台市訓令第 10 号）であり、別記 1 及び に係る開示請求については、同訓令を対象文書として特定し、開示すべきである。

実施機関は、公用文に関する規程は、条例第 16 条第 3 項の「図書館その他の市の機関において一般の利用に供することを目的として管理している公文書」に該当し、開示を行わない公文書であると主張するが、条例第 2 条第 2 号の「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」に該当するから開示対象とすべき公文書である。また、仮に、公用文に関する規程について条例第 16 条第 3 項の適用があるとしても、一部開示の決定をしたうえで、条例第 11 条第 1 項の規定により公用文に関する規程を開示しないことを通知すべきであり、それをしなかった本件処分は不適法である。

実施機関が開示した平成 19 年 12 月 5 日付け総務局長通知「公務員倫理・サービス規律の確保に係る取組みについて（依頼）」（以下「総務局長通知」という。）は、別記 1 に係る文書ではなく、別記 1 に係る文書である。

別記 1 に係る開示請求について

実施機関は、本件起案文書については、別記1に係る開示請求にも対応するものだと主張するが、平成19年12月11日付け各市立学校長あて通知「公務員倫理・服務規律の確保に係る取組みについて（依頼）」（以下「各学校あて通知」という。）の字句を訂正する必要がないと判断した根拠となる文書ではなく、前述のとおり本件起案文書は、別記1に係る文書である。

実施機関は、別記1に該当する公文書をなんら開示せず、開示文書は不存在であるから、別記1に係る開示請求に対して、公文書非開示決定通知書を作成し、その旨を通知しなかったことは不適法である。

4 実施機関の説明

実施機関が理由説明書及び口頭による説明において主張している主な開示理由は、次のとおりである。

(1) 別記1に係る開示請求について

一般論として、通知文書の内容・表記の妥当性の判断は、起案文書に施行文案を添付し、これについて決裁を受けることによってなされるものであり、従前からの変更事項、新たな事項、従前の意思決定の状況などについても、特記事項があれば起案文書に記載されるものである。本件起案文書は、チェックシートによる公務員倫理・服務に係るセルフチェック（以下「セルフチェック」という。）の実施について起案し、決定した文書であり、セルフチェックに用いるチェックシートの記載内容については、平成19年8月に実施した前回のセルフチェックに係るチェックシートを基に検討・修正し、施行文案として本件起案文書に添付して決裁を受けたものであるから、本件起案文書を開示文書として特定した。

「表記の統一」及び総務局長通知は、本件起案文書を起案する際に参考としたため、開示文書として特定した。

なお、申立人が開示文書として特定すべきであると主張する公用文に関する規程は、条例第16条第3項の規定により開示を行わない公文書であることから特定しなかった。

(2) 別記1に係る開示請求について

各学校あて通知は、教育長が各市立学校長あてにセルフチェックの実施を依頼した通知文であり、これについても本件起案文書により起案し、決定されたものであるから、と同様の理由により開示文書として特定した。

5 審査会の判断

(1) 経緯

仙台市は、平成19年7月に、公務員として業務上又は私生活上守るべき規範やルールについて職員自らが再確認する機会を設けるため、新たな試みとして、全職員を対象に公務員倫理や服務上の基本的なルールに関するセルフチェックを実施した。実施に当たっては、総務局長より各局区長等に実施を依頼する通知がなされ、以後、半年ごとに同様の取組が実施されることとなった。実施機関では、平成19年8月に第1回目のセルフチェックが実施された。

申立人は、第1回目のセルフチェックにおいて使用されたチェックシートに、公文書としてふさわしくない表記があるとして、教育局学校教育部教職員課の担当者に対して訂正すべき字句について指摘をし、勤務校の校長に対しても同様の指摘を行った。

平成19年12月に第2回目のセルフチェックが実施され、申立人が指摘した箇所すべてについて字句の修正がなされた新しいチェックシートが教職員に配布された。本件異議申立ては、実施機関が行った第2回目のセルフチェックの実施に関し、各学校あて通知及びチェックシートの表記が、あるものは修正され、あるものは修正されなかった理由に係る公文書の開示請求に関するものである。

本件対象公文書について

本件開示請求において申立人が開示を求めた公文書は、別記1～の7項目に係るものである。実施機関はこれに対し、4件の公文書を特定し、開示決定を行ったが、申立人は、当該開示決定のうち別記1及びに係る公文書について、申立人が開示を求めた公文書とは異なるとして異議申立てを行った。

実施機関が、別記1及びに係る公文書として特定し、開示したもの(以下「本件対象公文書」という。)は、別記1については、本件起案文書、「表記の統一」及び総務局長通知であり、別記1については、本件起案文書である。

本件起案文書は、年末年始に向けた綱紀粛正のため、「綱紀の粛正及び服務規律の確保について」と題する通達を行うとともに、2回目となるセルフチェックを実施することを内容とする起案文書である。

「表記の統一」は、教育局学校教育部教育センター及び教育指導課が公用文作成の規準として作成し、平成12年12月7日付けで各学校へ配布したものである。「表記の統一」は、200余りの用語について原則として従うことが望ましい表記を掲載している。

総務局長通知は、平成19年12月5日付けで総務局長が各局区長等に対して、第2回目のセルフチェックの実施を依頼したものである。

本件対象公文書の特定について

実施機関は、チェックシート及び各学校あて通知の作成に当たっては、その内容・表記の妥当性についての判断は、起案文書にこれらの文書の施行政案を添付し、決裁を経ることによってなされたことから、開示の対象となる公文書として、本件起案文書を特定し、さらに本件起案文書を作成するに当たり判断の材料とした「表記の統一」及び総務局長通知も併せて特定したと主張する。

一方、申立人は、本件対象公文書は、申立人が別記1及びの開示に当たり請求した文書ではなく、字句の訂正の根拠として特定すべきは公用文に関する規程であり、そのほかの請求文書は不存在であるから、実施機関が本件対象公文書を特定し、開示決定を行ったことは不合法であると主張するので、以下、実施機関が本件対象公文書を特定したことの妥当性について検討する。

仙台市においては、意思決定に当たっては必ず起案し、決裁を受けることが必要であり、原則としてその事務事業の担当者が起案した一定の様式を備えた起案文書を回議することにより、係

長をはじめとする各段階の判断権者が事案を審査し、最終決裁権者の決裁を受けて意思決定の内容が決定される。このことにより、起案文書には、起案、審査、決裁という一連の過程も記録されることとなる。本件起案文書には、セルフチェックの実施に当たり使用された各学校あて通知及びチェックシートの施行文案が添付されており、これに対し、最終決裁権者である教育長及び各段階の判断権者が押印していることが認められる。したがって、本件起案文書は、各学校あて通知及びチェックシートの作成について、施行文案の内容及び表記が実施機関内において審査され、決裁されたことが確認できる公文書であるから、各学校あて通知及びチェックシートの内容を訂正し、又は訂正しない理由のわかる文書又は判断した根拠となる文書に該当すると実施機関が判断したことについて、特段不自然・不合理な点は認められない。

また、「表記の統一」及び総務局長通知についても、本件起案文書に添付されたこれらの施行文案を作成するに当たりその判断材料としたものであり、本件起案文書の関連文書と認められるから、開示対象文書として特定したことは是認できるものである。

さらに申立人は、別記1 に係る公文書として公用文に関する規程を特定し、開示するべきであると主張するが、条例、規則、訓令等は、例規集の形で常用の公文書として管理・使用するものである。例規集は、図書館その他の市の機関において一般の利用に供することを目的として管理している公文書に該当し、条例第16条第3項の規定により、公文書開示請求制度における開示の対象から除外されるものである。申立人は、公用文に関する規程について第16条第3項の適用があるとしても、これを開示しない旨通知しなかったことは不適法であると主張するが、公用文に関する規程を明示して開示請求が行われた場合は別として、条例第11条の規定は、条例第16条第3項により開示しない公文書について一部又は全部非開示の決定を行った上で、これを開示しない旨を開示請求者に通知することまでを求めていると解することはできない。

よって、実施機関が別記1 及び に係る開示請求に対して、本件対象公文書を特定し、開示した決定は、妥当である。

申立人のその他の主張について

申立人は、その他公用文の表記の問題等について様々な意見を述べ、指摘をしているが、これらの意見や指摘についての判断は、当審査会の所掌範囲を超えるものであり、また、当該判断により、上記 の当審査会の本件異議申立てに対する判断が左右されるものではない。

結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

別記 1

- (1) 「公務員倫理・服務規律の確保に係る取組みについて（依頼）」（平成 19 年 12 月 11 日付け H19 教総総第 1407 号）及び「公務員倫理・服務チェックシート（学校用）」の起案書
- (2) 今回の「公務員倫理・服務チェックシート（学校用）」には 9 か所の訂正や変更があったが、訂正や変更することになった理由が分かる文書及び訂正や変更するための根拠にした文書。
- (3) 荒井 崇教育長あての意見書では、「公務員倫理・服務規律の確保に係る取組みについて（依頼）」で使用している「取組み」及び「或いは」は、公用文としては「取組」及び「あるいは」が正しいのではないかと指摘したが、今回もそのまま使用していた。「取組み」及び「或いは」を訂正する必要がないと判断した根拠となる文書。
- (4) 今回も教育・各課公所でも配布されたのであれば、その依頼文及び「公務員倫理・服務チェックシート（教育・各課公所用）」
- (5) 学校用だけでなく、教育・各課公所用の「公務員倫理・服務チェックシート」にも訂正や変更があったのであれば、訂正や変更することになった理由が分かる文書及び訂正や変更するための根拠にした文書。
- (6) 今回も総務局長からの依頼があって、教職員に「公務員倫理・服務チェックシート（学校用）」を配布することになったのであれば、その依頼文。
- (7) 総務局長から「公務員倫理・服務チェックシート（学校用）」の表記や文言についての訂正や変更の指示があったのであれば、その関係文書。

審 査 会 の 処 理 経 過

(諮 問 第 4 5 号)

年 月 日	内 容
平成 2 0 年 2 月 7 日	・ 諮 問 を 受 け た
平成 2 0 年 2 月 2 2 日	・ 実 施 機 関 か ら 理 由 説 明 書 を 受 理 し た
平成 2 0 年 3 月 1 0 日	・ 申 立 人 か ら 意 見 書 を 受 理 し た
平成 2 0 年 6 月 5 日 (平 成 2 0 年 度 第 2 回 情 報 公 開 審 査 会)	・ 実 施 機 関 か ら 意 見 を 聴 取 し た ・ 諮 問 の 審 議 を 行 っ た
平成 2 0 年 7 月 1 0 日 (平 成 2 0 年 度 第 3 回 情 報 公 開 審 査 会)	・ 諮 問 の 審 議 を 行 っ た